

豊中市指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32及び第51条の33の規定並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象)

第2条 豊中市福祉部福祉指導監査課は、豊中市に業務管理体制の整備に関する事項の届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対し検査を行う。

(検査の種別)

第3条 確認検査の種別は、次のとおりとする。

- 1 一般検査
- 2 特別検査

(検査の実施方法)

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

- 1 一般検査
 - (1) 指定障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、障害者総合支援法第51条の2第2項及び第51条の31第2項並びに児童福祉法第21条の5の26第2項及び第24条の38第2項に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。
 - (2) 報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者に出頭を求め面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査の方法により、又は当該指定障害福祉サービス事業者の本部等への立入検査の方法により、業務管理体制の整備及び運用状況を確認するものとする。
 - (3) 一般検査は、指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と合わせて行うことができるものとする。
- 2 特別検査
 - (1) 特別検査は、指定障害福祉サービス事業所等の指定取消相当の事案が発覚し

た場合に、当該指定障害福祉サービス事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

- (2) 特別検査は、指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と合わせて行うことができるものとする。

(行政上の措置等)

第5条 検査の結果、障害者総合支援法第51条の2第1項若しくは第51条の31第1項に規定する基準又は児童福祉法第21条の5の26第1項若しくは第24条の38第1項に規定する基準の違反が認められた場合には、障害者総合支援法第51条の4若しくは第51条の33の規定又は児童福祉法第21条の5の27若しくは第24条の40の規定に基づき、行政上の措置等を行うものとする。

(関係機関との連携)

第6条 検査に当たっては、必要に応じて、関係行政機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検査に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。